



内閣府

平成 25 年 12 月 10 日  
内閣府大臣官房  
公益法人行政担当室

## 公益社団法人全日本テコンドー協会に対する勧告について

公益社団法人全日本テコンドー協会における社員の議決権をめぐる問題に関し、内閣府は本日付けで、同法人に対し、公益認定法第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

〔 この勧告は、公益認定等委員会から内閣総理大臣に対して行われた同法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁が行うものです。 〕

詳細は、別添資料を御覧ください。

### 【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

中里、馬淵

TEL : 5403-9538 (直通)

FAX : 5403-0231

## (公社) 全日本テコンドー協会に対する勧告について

### 1. 事案の概要

- (公社) 全日本テコンドー協会（以下「協会」）は、平成 24 年 4 月 1 日に新制度の公益社団法人に移行し、内閣府の監督下にある。
- 社員総会における社員の議決権について、一般法人法第 48 条第 1 項は「社員は、各一個の議決権を有する」としており、これについて「別段の定め」をするには定款による必要がある（同項ただし書）。
- 公益認定等委員会は、法人の適正な業務運営を確保する観点から、平成 25 年 8 月 13 日に、協会における会員資格停止処分について 報告徴収（公益認定法第 27 条第 1 項）を実施し、これに対する報告書が 9 月 9 日に提出された。
- この結果、協会においては、定款ではなく理事会決議で制定された賞罰規程に基づき「社員の資格停止処分」が行われ、当該処分を受けた社員は 社員総会における議決権の行使ができないことが判明した。
- 公益認定等委員会において事案を審査した結果、公益認定法に基づき同法人に対し勧告を行うことが適当と判断するに至り、12 月 10 日、委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対する勧告（同法第 46 条第 1 項）を実施  
これを受けて、同日、行政庁（内閣総理大臣）から同法人に対する勧告（同法第 28 条第 1 項）を実施

（参考：公益法人の監督措置に係る手続の流れ 等）

### 2. 勧告の概要（→別添：(公社) 全日本テコンドー協会に対する勧告書全文）

（勧告を行う理由）（→別添の別紙（委員会勧告書）参照）

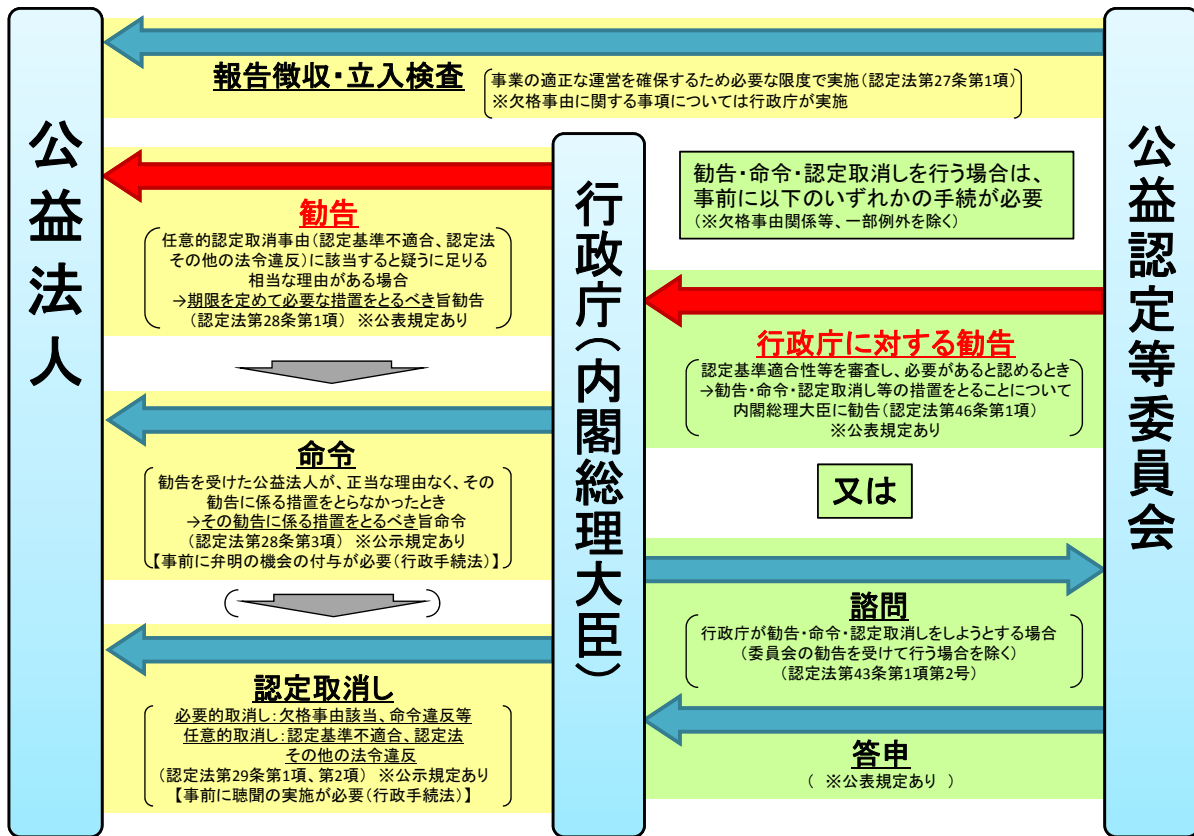
- 協会において、「社員の資格停止処分」を受けた社員による社員総会における議決権の行使が妨げられていることは、一般法人法に違反・抵触している疑いがある。

（勧告において求める措置）

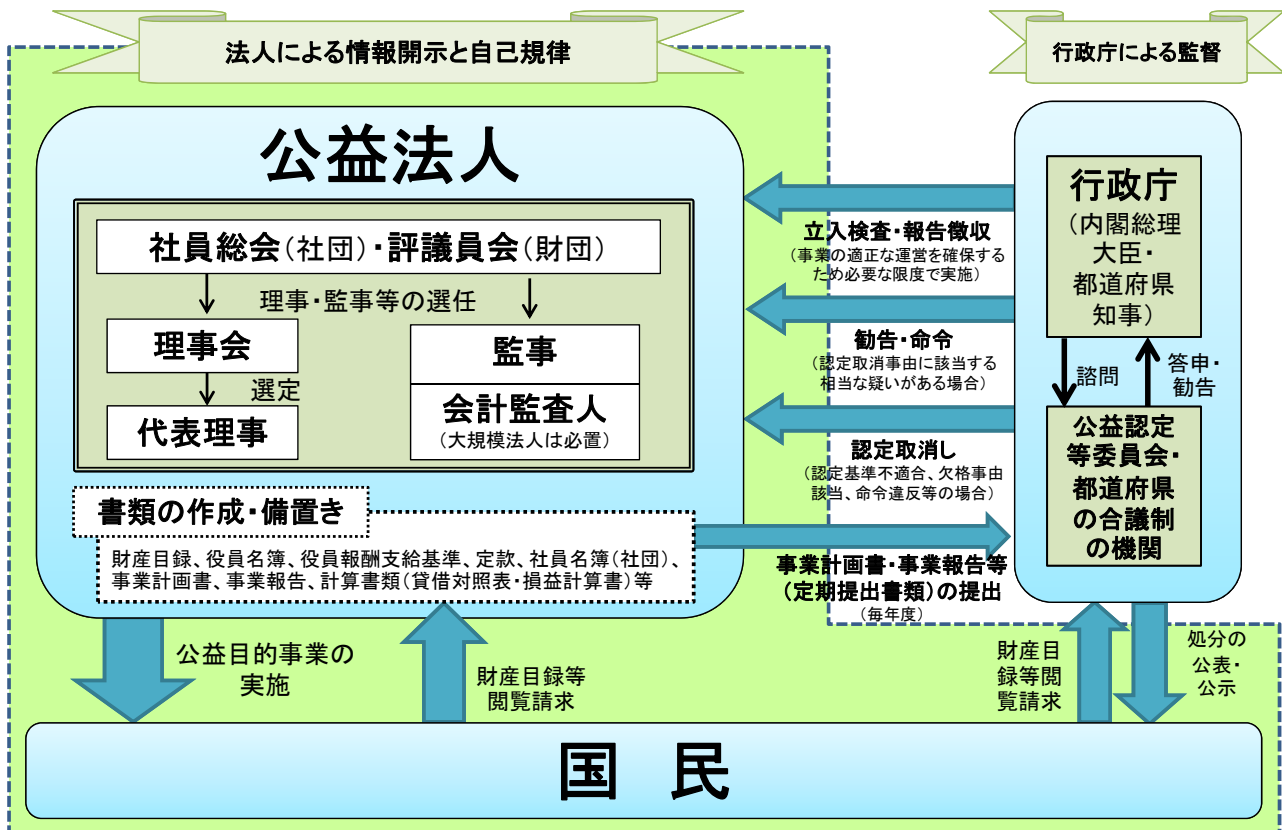
- (1) 一般法人法の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決権の行使を認めること。
- (2) 上記（1）を踏まえ、当該法人の 賞罰規程につき必要な措置を講じること。
- (3) 上記（1）及び（2）の措置を 平成 26 年 1 月 21 日までに講じ、行政庁に報告すること。

# 公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(参考)



# 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）

（平成十八年六月二日法律第四十九号）

### （報告及び検査）

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### （勧告、命令等）

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 （略）

### （公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
  - 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。
    - 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
    - 二 前節の規定を遵守していないとき。
    - 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。
  - 3 （略）
  - 4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
  - 5～7 （略）

(委員会への諮問)

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）
- 二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
  - イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合
  - ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合
  - ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2 (略)

(委員会による勧告等)

第四十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2 (略)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抄）

（平成十八年六月二日法律第四十八号）

（議決権の数）

第四十八条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

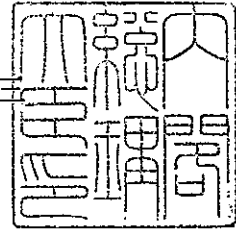


(別添)

府益担第6954号  
平成25年12月10日

公益社団法人全日本テコンドー協会  
代表者 金原 昇 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



### 勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

#### 記

#### 1 勸告年月日

平成25年12月10日

#### 2 勸告の内容

貴法人において、以下の事項に関して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）の規定に基づく法人運営を確立するための措置を講ずること。

- (1) 一般法人法第48条の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決権の行使を認めること。
- (2) 上記(1)を踏まえ、貴法人の賞罰規程につき必要な措置を講じること。
- (3) 上記(1)及び(2)の措置を平成26年1月21日までに講じ、行政庁に報告すること。

#### 3 理由

別紙（公益認定等委員会から内閣総理大臣あて勸告書（平成25年12月10日付け府益第1393号））の3に記載のとおり、貴法人については、社員総会における議決権に関する一般法人法の規定（第48条）に違反しているほか、理事の忠実義務（法令

及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行う義務。第83条)にも抵触している疑いがあることから、公益認定法第29条第2項第3号に該当するに至ったと疑うに足りる相当な理由があるため。

#### 4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあります。

#### 5 報告期限

上記2(3)に記載の期限(平成26年1月21日)

#### 6 報告方法

書面により提出すること。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(抄)

(勧告、命令等)

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。



2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

<本件担当者> (照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

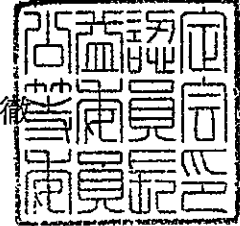
TEL 03- FAX 03-



府益第1393号  
平成25年12月10日

内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会  
委員長 山下 徹



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A013918
- (2) 法人の名称：公益社団法人全日本テコンドー協会
- (3) 代表者の氏名：金原 昇
- (4) 主たる事務所の所在場所：  
東京都渋谷区神南一丁目1番1号 岸記念体育会館内

2 勧告の内容

公益社団法人全日本テコンドー協会（以下「当該法人」という。）については、下記3に述べるとおり、公益認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるので、当該法人に対し、以下の措置をとるよう、同法第28条第1項の規定による勧告をすること。

(必要な措置)

当該法人において、以下の事項に関して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）の規定に基づく法人運営を確立するための措置を講ずること。

- (1) 一般法人法第48条の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決

権の行使を認めること。

(2) 上記(1)を踏まえ、当該法人の賞罰規程につき必要な措置を講じること。

(3) 上記(1)及び(2)の措置を平成26年1月21日までに講じ、行政庁に報告すること。

### 3 理由

一般社団法人(公益社団法人を含む。以下同じ。)の定款は、一般法人法を始めとする法令の規定に適合するものでなければならない。一般社団法人は社員が構成する法人であり、一般社団法人における社員総会は、理事、監事等の選任やその報酬等の決定、定款の変更、法人の解散等の重要な事項の意思決定を行う法人の最高議決機関である。社員及び社員総会のこのような位置付けと役割を踏まえ、一般法人法は、一般社団法人の社員たる地位を有する者に各種の権利を法定し、保障している。

社員総会における社員の議決権について、一般法人法第48条第1項は「社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない」と規定し、また、同条第2項は「前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない」と規定している。

公益認定等委員会は、当該法人において行われている社員の資格停止処分に関し、公益認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、平成25年8月13日付け府益第1088号により当該法人に対し報告を求め、同年9月9日に報告書の提出を受けた。

そこで、公益認定等委員会において、同法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が同法第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを審査したところ、以下の事実が認められた。

(1) 当該法人においては、定款の第12条で「社員総会は、すべての正会員をもって構成する」とされているのみであり、社員の議決権について定款中に別段の定めは置かれておらず、当該法人における「社員の資格停止処分」は、定款ではなく、理事会が制定した賞罰規程を根拠として行われていること。

(2) 当該法人の9月9日の報告書によれば、当該社員の資格停止処分を受けた社員に社員総会の決議において議決権を行使できる事項はないこと。

以上の事実を前提とすると、当該法人においては、理事会決議で制定された賞罰規程に基づき社員の資格停止処分が行われ、当該処分を受けた社員による社員総会における議決権の行使が妨げられていることから、当該法人の法人運営が一般法人法に基づいて適切に行われていない疑いがあると言わざるを得ない。

したがって、当該法人については、社員総会における議決権に関する一般法人法の規

定（第48条）に違反しているほか、理事の忠実義務（法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行う義務。第83条）にも抵触している疑いがあることから、公益認定法第29条第2項第3号に該当するに至ったと疑うに足りる相当な理由があり、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（抄）

（議決権の数）

第48条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。